

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第36回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第36回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和元年10月10日（木）12：32～13：44

会場：農林水産省 第3特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針について

(2) その他

4. あいさつ

5. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

牛豚等疾病小委員会委員名簿

資料1 パブリックコメントの結果について

資料2 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案に関する都道府県知事からの主な意見

資料3 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針等（案）

資料4 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域について（案）

午後0時32分 開会

○伴課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第36回牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

委員とオブザーバーの皆様におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらず、お集まりいただき、まことにありがとうございます。

私は、当委員会の事務局を担当いたします、動物衛生課の伴でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、審議官の小倉からご挨拶申し上げます。

○小倉審議官 小倉でございます。

今日はお忙しい中、第36回の小委員会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。

早速ですが、当省では先生方のご意見を賜りながら、豚コレラ防疫指針改定作業を進めました。本当に、無理に無理をお願いして対応いただき、ありがとうございます。7日にパブリックコメント、また都道府県の意見照会ということをしていただきました。これも踏まえて、本日午前中に開催した家畜衛生部会のほうで、改定案に対する答申をいただいたところです。

今日は、このパブリックコメント及び都道府県知事の照会の結果を踏まえて修正をした、この防疫指針案について、最終的なご確認をいただきたいのが1つ。また、正式な改定というのは、またこれは官報掲載後ということになりますけれども、事前にワクチン接種推奨地域の案や、防疫上の目的を達成できる計画的なワクチン接種の考え方等々について、また技術面のいくつかの論点ございますので、そのあたりについて、先生方から専門的な見地からアドバイスをいただけたらというふうに思います。

先週に引き続き、忌憚のないご意見、ご助言をお願いしたいと思います。今日はよろしくお願いいたします。

○伴課長補佐 ありがとうございます。

さて、現在、牛豚等疾病小委員会の委員数は10名であり、本日は8名の委員の方々とオブザーバーとしまして、国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究院の迫田義博教授と農研機構動物衛生研究部門疫学ユニット長の山本健久先生にご出席いただいております。

続きまして、本日出席しております事務局を紹介させていただきます。

審議官の永山でございます。

- 永山審議官 永山です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 伴課長補佐 畜水産安全情報分析官の山本でございます。
- 山本畜水産安全情報分析官 山本でございます。よろしくお願ひします。
- 伴課長補佐 食品安全政策課長の鋤柄でございます。
- 鋤柄食品安全政策課長 鋤柄でございます。よろしくお願ひします。
- 伴課長補佐 畜水産安全管理課長の石川でございます。
- 石川畜水産安全管理課長 よろしくお願ひします。
- 伴課長補佐 動物衛生課の本間でございます。
- 本間係長 本間でございます。よろしくお願ひいたします。
- 伴課長補佐 恐れ入りますが、ここでカメラはご退室をお願ひいたします。

続きまして、配付資料の確認をいたします。

配付資料、お手元に紙でお配りしておりますが、資料としましては1～4をお配りしております。落丁等ございましたら、事務局までお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

次に、本日の会議の進め方についてご説明いたします。

議事の1番目としましては、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針につきまして、事務局よりご説明いたします。その後、現在の検討状況などをご報告しまして、ご出席の委員の皆様、オブザーバーの皆様からご意見をいただきたいと考えております。

それでは、これからの議事進行につきましては、津田委員長にお願いしたいと思ひます。津田委員長、よろしくお願ひします。

- 津田委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議事の1番目、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針について、事務局のほうから説明をお願ひします。

- 伴課長補佐 それでは、まず、資料の1番と2番でございます。

9月27日から10月7日までにかけてまして、パブリックコメントのほうを募集しまして、同時に都道府県知事への意見照会、家伝法に基づきまして実施しております。先ほどの家畜衛生部会でもご説明させていただいておりますけれども、小委の委員の皆様方にもちよっとご報告のほうをさせていただきます。

まず、資料1のパブリックコメントの結果についてでございます。

意見数としましては183件、集約意見としては37種類ございました。

主な意見としましては、まず予防的ワクチン接種につきまして、全国または希望する県を対象とすべきではないのか。

また、後ほどご議論いただきますけれども、種豚をワクチン接種対象から除外すべきではないかという意見。

また、同じ意見でございますけれども、生体や精液等の移動制限を緩和すべきではないかと。

次に、風評被害対策に万全を期すべきではないか。

また、野生イノシシ対策につきまして、もっと強化すべきではないか。

また、先日ご議論いただきましたが、発生時の全頭殺処分は見直すべきではないかといった意見が主にございました。

また、資料の2でございますが、都道府県知事に対しまして、農水大臣から意見を照会いたしました。全部合わせますと600件以上のご意見を頂戴いたしました。主な意見をこちらに6点、7点挙げてございます。それに対する当省の考え方につきましても、あわせてご説明させていただきます。

まず1番目、家畜防疫員によるワクチン接種でございますが、家伝法上はワクチン接種は家畜防疫員に限定するとされているところでございますけれども、農場を管理する民間の獣医師や雇い上げ獣医師などにワクチン接種を可能とするべきではないかというご意見でございます。

これにつきましては、家伝法の規定によりまして、ワクチン接種する場合は家畜防疫員の接種が必要であるということにされておりますので、家畜防疫員に不足がある場合には、非常勤の都道府県職員として民間の獣医師などを採用して、必要な家畜防疫員をまずは確保いただきたいということでございます。

次に、ワクチン接種推奨地域でございますけれども、野生イノシシの感染が確認されている都道府県だけではなくて、隣接する都道府県の意向などを踏まえて、広域的に接種、設定すべきではないかというご意見でございます。

これにつきましては、先日来、ご議論いただいておりますけれども、牛豚小委での議論を踏まえまして、全国一律で設定するのではなくて、野生イノシシの陽性確認状況などを踏まえて、感染リスクに応じて設定するという考え方でございます。

また、実際に都道府県で区域を設定する場合に、その具体的な基準や考え方を明確にしていきたいということでございます。

これにつきましては、地域における感染イノシシの確認状況、野生イノシシの生息状況、また周辺農場数や幹線道路・山・河川といった地理的状況を踏まえた農場周辺の環境要因を考慮して決定するというものでございます。

また、次の意見、ワクチン接種までの手続を簡素化して、早急に実施できる体制としていただきたいということでございますが、これにつきましては、接種推奨地域として設定された際には、指針に規定する都道府県における接種プログラム作成などの手続を進めていくことになるため、県内のプログラムの作成に係る種々の手続を速やかに進める必要があります、それを国が確認するというものでございます。

すみません、ちょっとお待ちいただけますか。

すみません、資料がちょっと古い、申しわけありません、ものですので、ここの都道府県知事からの意見に対する考え方につきましては、ちょっと後ほどまた、ご説明させていただきます。申しわけございません。資料、差しかえます。

すみません、先に、申しわけございません、資料の3のほうでございます。

今回のパブリックコメント、都道府県知事の意見を踏まえた改正案につきまして、特に論点となる、小委の先生方の、今日ご議論いただきたい内容につきまして、ポイントを抜粋して、ちょっとご説明させていただきます。

資料の3でございます。ページで行きますと、12ページをご覧ください。

今回、大きな論点となっている予防的ワクチンのところでございます。第3-3に予防的ワクチンというところ、記載がございます。これにつきましては、これまでも小委員会の中でご議論いただいたところですが、その中で接種区域につきましては、13ページの2番目でございます。ワクチン接種推奨地域の設定というところ、2の(1)でございます。

ここで、農林水産省はということで、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、①野生イノシシによる豚コレラの感染状況、②農場周辺の環境要因（野生イノシシの生息状況だとか、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無といった地理的状況）を考慮して、豚コレラウイルスに感染した野生イノシシから豚等への豚コレラの感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定するというものでございます。

これを踏まえまして、こちらのほうで、先日の小委員会でもお示しした通知（案）を、資料の4ということでお配りしております。

資料の4でございます。

今ご説明したような、この指針の考え方に基づいて、都道府県知事のほうに消費・安全局長からワクチン接種推奨地域についてということで、通知を発出したいと考えております。

内容につきましては、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の規定に基づくワクチン接種推奨地域は下記の県内であって、野生イノシシにおける豚コレラ感染状況、農場周辺の環境要因、先ほどご説明したところでございます、から飼養衛生管理の徹底を図ってなお豚等での豚コレラの感染防止が困難と認められる地域とすると。また、下記の県では、指針第3-3の2の(2)により、ワクチン接種プログラムを作成して、農水大臣の確認を受けることができることを申し添えるということでございます。

実際にこの指針の考え方に照らした都道府県が、群馬県、埼玉県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県ということで、これまで野生イノシシで豚コレラの陽性確認がされている県ということになります。

また、資料のほう、防疫指針改正案のほうに戻っていただきますと、まずはこのワクチン接種推奨地域の設定についてご議論いただきたいというところと、もう一つが2点目につきましては、ページにつきましては、16ページをご覧ください。

16ページの4番、対象家畜及び初回の接種方法ということでございます。

ここにつきましては、趣旨としましては、ワクチンを接種する対象家畜と、その初回の接種方法ということなんですけれども、対象としては接種区域内で飼養されている全ての豚等とすると。ただしということで、都道府県は高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができるという規定がございます。

パブリックコメントなどで意見がございましたけれども、種豚だとか、そういったところ、全国的に影響が大きいような豚などについては、高度な隔離・監視下にあるものという前提であれば、除くことができるのではないかとといったような規定を設けることができないかということで、委員の皆様のご意見を後ほどお願いしたいと思います。それが2点目でございます。

3点目につきましては、ページで行きますと、19ページ目でございます。

3点目としまして、接種農場の監視というところ、19ページの6番目でございます。

接種農場のワクチン接種による免疫付与状況等の確認ということで、都道府県はワクチンの免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況、浸潤状況を確認するため、全ての接種農場について必要な検査を実施するという規定がございます。

その中で、留意事項としまして、農場の定期モニタリングというところの規定がございます。

①接種農場の検査の実施及び実施体制ということ。都道府県は全てのワクチン接種農場の免疫付与状況を確認するため、原則として6カ月ごとに抗体検査（エライザ検査）を実施すると。ただし、ワクチン接種後4週間以上経過した個体を検査対象にするものとする。

また、野外ウイルスの侵入状況を確認するため、当該農場において飼養豚に豚コレラを疑う異常が確認された場合には、遺伝子検査としてPCR検査を実施すると。

②として、検体数でございますが、臨床検査により飼養されている豚等の健康状態を確認するとともに、少なくとも30頭（原則として、各豚舎から5頭以上）を無作為に抽出し、血液・血清を採取すると。

③として、ワクチンによる免疫付与状況が十分でない豚が確認された場合の取り扱いとしましては、次のページ、20ページに移りまして、当該豚に対してワクチン接種を行うとともに、肥育豚であれば当該豚の同腹豚にワクチンの追加接種を行うものとするというところ。

ここの農場の定期モニタリングの接種農場の監視というところについても、ご議論、ご意見を頂戴したいと思っております。

最後に論点の4つ目でございますけれども、20ページの7番、と畜場における交差汚染防止対策の実施ということでございます。

接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場については、出荷元となる農場の所在する都道府県からの要請を受け、と畜場の所在する都道府県が、以下の交差汚染防止対策が講じられていることの確認を行うものとし、この確認が行われない場合には、対象農場からの生きた豚等の移動を認めないものとする。

なお、適切に交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場はワクチン接種したのみの理由をもって、接種豚の搬入を拒んではならないという規定でございます。

実際には、（1）～（5）でございますが、車両消毒設備が整備されていること。生体受け入れ施設は、施設のほかの場所と明確に区別されていること。定期的に清掃・消毒が行われていること。車両の出入り時の消毒が徹底されていること。また、衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行

っていることということ。

具体的に交差汚染防止対策、ここに書かれている（１）～（５）の内容を詳細化したのが、留意事項の21番というところでございます。

接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場は、以下に留意し、交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する都道府県は、と畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手、その他の関係者にも同様の周知を徹底することということで、21ページのほうですが、①～⑦といったことで、個々の車両に対して、車両消毒が実施されていることを確認する。

2番目として、ワクチン接種農場の搬入車両が、ワクチン未接種農場の搬入車両の動線と交差しないことを基本とするが、交差が避けられない場合には、荷おろし後など、必要と考えられる場所において、個別の車両の消毒を徹底することとし、あわせて、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図る。

3番目として、肉等を搬出する車両や、その他と畜場へ入場する車両について、交差汚染の可能性がある場所で、個別の車両の消毒を徹底することとし、あわせて、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図る。

4番目として、生体の搬入場所の清掃・消毒は、生体の搬出前後に必ず実施する。

5番目として、接種豚を搬入した車両の敷料などの積載物は、ほかの車両の汚染源とならないよう適切に管理し、積載物をおろした後に、車両を洗浄する場所についても消毒の徹底を図る。

⑥衛生管理マニュアルにつきましては、上記の①～⑤が適切に行われることについて確認を行う。

⑦として、接種区域からの豚の受け入れ専用日時を設定することが有効であることから、専用日時の設定については可能な限り調整を図るという内容を留意事項で記載しております。

これにつきましては、PEDの発生対応における交差汚染防止対策を基準として、事務局案として設定しているものということでございます。

以上、論点につきましては4点考えておりますので、委員の皆様から、ご意見、コメントを頂戴できればと思います。

まずは、事務局からは以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

ただいま、ご説明ありましたように、正式にはこの指針は官報掲載後に公表され、成案となります。したがって、今日は委員の皆さんから、今の事務局のほうから説明があったとおり、この4つの論点についてご議論していただくことにしたいと思います。

まず、1番目がワクチン接種推奨地域の設定についてですね、12ページですね。それから、高度な隔離・監視下における豚の考え方。3番目がワクチン接種農場の監視。4番目だと畜場における交差汚染防止対策。この4点でございます。

まず、ワクチン接種推奨地域の設定について、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひします。これにつきましては、パブリックコメントのところでも、いくつも意見が出ておりますし、都道府県からの意見照会においても、この接種地域の考え方については、やっぱり少し整理しておく必要があると思いますので、よろしくお願ひします。

どなたか、意見ありますでしょうか。

小淵さん、どうぞ。

○小淵委員　うちの県からも出させていただいたんですけども、ほぼ同様なことなんですけれども、今回のように、埼玉県で発生した場合に、ほとんどうちの県、群馬県との県境での確認であるということ、また、そういうことを踏まえますと、うちの県も捕獲等で検査は続けていたんですけども、今、先週見つかったのも、かかってそんなに時間がたっていないのもいましたし、ちょっとたっているのかなと考えられるのもありましたので、そういう場合、かなり県境に群馬県の場合も養豚農場たくさんあるという状態でありますので、県で区切るということよりも両方、情報共有の点もあるんですけども、地域の設定というのは、それもそういうふうに見込めることもできるんですけども、両県またがって、またほかの県3県ということもあるので、その点の、この指針から読み取れると、例えば読み取れるんですけども、そういうところいつも、イノシシに関してはそういうことがかなり起きると思いますので、踏まえて、説明していただけるような感じがいいと思います。

○津田委員長　いかがですかね。これは、豚に対するワクチン接種については、基本的には都道府県知事が法5条に基づいて、地区を指定して命令するということになるんですけども、実際にどこに打つかということについては、国のほうがこれに関与して、ある程度複数の県にもまたがりながら調整はするという話になっているんでしょうかね。どうなんでしょう。

○小倉審議官　指針策定の際に、ご議論いただいた趣旨を踏まえて、この小委のご意見を

聞きながら推奨地域を決めるということでございます。それは、今回準備しましたその通知案の中にもしっかりと盛り込んで、我々の考え方、この小委の考え方がしっかりと県知事さんにも伝わるようにということで、今回もうちょっと詳しく前文書かせていただきました。

今の委員のご指摘なんですけれども、もちろんそういういろんなケースがありますんで、一概にということだとは思いますが、やはり基本的な考え方は、とにかくイノシシの感染リスクがあるかどうかというのは前広にどんどん調査を進めていくということが1つと、あとはワクチンの前に、衛生管理の強化というのは当然またどんどん手をつけていただくとというのが基本かなというふうに思います。あとは実際の状況を見ながら、そういうことをやりながら、前広に早くリスクを把握をして、できることをまずやって、それからワクチンの議論ということなんだと思います。

意を踏まえながらということですが、現状、今の考え方からすると、ここの通知案に書いているような県が該当するのかなというふうに思いますし、あと、少しちょっとあわせてご説明をさせていただくと、今回少しそういう、この県の中でさらにこういうところを地域としますというふうに書かせていただいています。何を言わんとしているかというところ、山本委員にちょっと準備いただいた、この地図を見てみても、例えば、岐阜県あたりであれば、もうほぼ全域でイノシシの感染が認められていますので、当然議論があるとはちょっと思えないんですけれども、例えば、埼玉さんあたりだとわかりやすいんですが、山側のほう、一番、これ、県内でいうと、左側のほうのところでイノシシ感染とあと発生が認められているんですが、じゃ、右側のほうの平野部、イノシシがふだんいないようなところをどうするのかというような議論は当然あるかと思います。その辺は我々が基本的な考え方をしっかりとこの通知で明示をさせていただいた上で、また県でもご検討いただいて、よく、先ほど委員長からございましたとおり、コミュニケーションをとりながら、実際の接種の地域が決まっていくような段取りができればなというふうに思っています。

○津田委員長 そういった運用をするということで、推奨地域の考え方を、まず示した上で、さらに都道府県のほうでプログラムをつくる場合には、そういうふうに調整を行うということですね。だから、考え方として、これがいいかどうかということなんですけれども。

どうぞ。

○山口委員 山口なんですけれども、ちょっと今の小渕さんのところにも関連すると思うんですけれども、なかなか、陽性が出てから、そこからこういう話になると、後手後手と

ということも出てくるので、例えば、イノシシの陽性が出たときに、その生息のコロニーとか行動範囲をもとに、それが例えば、ちょっとはつきりわからないですけども、イノシシが何km行動範囲なのか云々というところの中で、例えば、5kmの円を引いたときに隣の県にひっかかっちゃうようであれば、隣の県にもそういうイノシシは行くだろうということを見ると、イノシシ陽性県プラスそういうのも加味した隣接県も、もし、そういうのにかかるのであれば、そういうところも推奨地域に入れていくような、そういう何かちょっと一つ踏み込んだ、そういう考え方というののもあってもいいのかなというように感じるんですけども、そうでないと、なかなか今、小渕さんのほうからもありました、イノシシを見てみると、経過たっているのもいれば、そうじゃないのもというお話もあったんですけども、なかなか見つからないと何かそういう地域に、検討のまな板に上がらないということではちょっと何か遅いような感じもするんですけども、ちょっとこの辺の考え方、ちょっとイノシシの生態のそういう、ここはコロニー、こんな地域で、こういう動きのコロニーがあるとか、そういう資料なんかも一緒に出てくれば、そういう話もできるんだと思うんですけども、ちょっとそういう考え方としてはどうなのかなというところで、ちょっと私の意見で。

○山本オブザーバー 動衛研の山本です。

これもこの小委ですとか、あるいは疫学調査チーム等でもよく議論させていただいているんですけども、基本的な生活範囲というと、普通に家族で暮らしている分には1km程度の範囲であろうと言われていて、ただ、複数の家族がずっとこう連続して暮らしているもんですから、それがくっついて、バトンを渡すように感染が広がるということですので、必ずしもその1kmで区切ってということではなくて、逆に言うと、このイノシシが点で見つかったから、じゃ、その点から何kmみたいに考えるのではなくて、やはり面で、イノシシが見つかったということはその地域が汚染されているだろうということ解釈をしていかなきゃいけないだろうということだと思います。

そういう意味では、もちろんその捕獲調査がどこまで進んでいるのか、捕獲できていないところについては補完して考えて、推測して考えていかなきゃいけないということもありますし、もう一つはウイルスが侵入してすぐに見つかるわけではないということ、あるいは、新しい地域で見つかったところで、その新しい地域に感染対象地域を拡大するにはまたちょっと事務的なタイムラグもあるということからすると、実際の接種地域というのはそういう、どこまで広がっているのか、あるいは今どこまで打っておくべきなのかと

いうことも総合的に考えながら検討していくということになるかと思えます。

そういう意味では、今の段階で感染イノシシの発見地点から何kmみたいな印象を世の中に与えるのは間違いで、やはりその発見地点というのはあくまでも参考で、それをもとに小委あるいは農水省の中、フレームワークの中で総合的に検討していくんだというメッセージが必要かなと思えます。

○津田委員長 基本的にはイノシシの生態も考えながら、あまり固定しなくて、その動きを見ながら設定していくということですよ。そうすると、あくまでそのイノシシの感染を中心に考えるけれども、その範囲は固定したもんじゃないよということでもいいんですか。

○小倉審議官 わかりました。いろいろ考えなきゃいけないことがあって、イノシシがその地域の隅っこにいて、養豚農家は実ははるか向こうにしかないんだみたいなことになれば、当然それはそうではないだろうという議論もあると思えますし、その辺は実際の養豚場の立地だとか、そういうことも含めながら、本当にこの、通知のほうにも引き出して書いてありますけれども、そういうことをやっぱり考えながらやっていくんだらうなというふうに思えます。

ただ、そのあたりが、自動的に接種エリアが、県が入ったら県域全部がということではなくて、やっぱりそういうことを踏まえながら、県のほうにもその実情を踏まえて考えていただいて、我々とコミュニケーションを持ちながら、また、皆さんの専門の方々の意見も聞きながら、地域を決めていくような段取りになっていけばというふうに思えます。

○津田委員長 そうしますと、現在のワクチン接種推奨地域案については、この事務局のご説明でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

じゃ、本委員会としては、これを了承することとしたいと思えます。

続きまして、2番目なんですけれども、高度な隔離・監視下にある豚の考え方というところにつきまして、ご意見、ご質問ありましたら、お願いします。

山口先生、どうぞ。

○山口委員 ちょっと私のほうから、地域の全ての豚ではなくて、ただし、高度な隔離下のものは、例えば種豚ということで、ワクチン接種した地域であっても、そういう豚については一定の検査等をすれば、域外への移動についてもやむを得ないというふうにちょっと聞こえたんですけれども、ちょっと私的には、ここはオブザーバーの迫田先生の意見と

か、いろいろ聞きたいなとは思いますが、そういう、例えば精液とか受精卵とか、種豚ということで、ワクチン接種農場の中で、いろいろな検査等を踏まえて、伝播のリスクというのを本当に抑えられるのかというところの確証がないと、なかなかワクチン接種の農場の中で、抗体の上がり、免疫の付与が悪いような豚がいた場合に、やっぱりそこでウイルスがくすぶってしまうというところもあって、ワクチン接種といえども殺処分なんかもやっていくという、同じようにやっていくという中で、ちょっとそういう例外的な、そういうところを考えると、理屈はわかるんですけれども、なかなか科学的に本当に大丈夫なのかというところがはっきりしてこない、なかなかちょっと私的には行政的なところもあるので、そこというのは、まず各県でもそういうのは説明がなかなかできにくいんじゃないかなというところもあるものですから。ちょっとそこは、このいろいろ指針の中では検査を書いていますけれども、学術的にどうなのかなというところをちょっと意見を聞いて、考えたいとは思ったものですから、もし、そのように意見をいただければと。

○小倉審議官 これは、ワクチン接種エリアでもワクチンを打たない、対象から除外をする、打たない状態で監視をして検査をしてということですので、それを前提にまたアドバイスをいただいたらと思います。

○津田委員長 考え方としては、OIEで言っているコンパートメントの考え方ですよ。それについて、迫田先生、いかがでしょうか。

○迫田オブザーバー よくわかりました。その上で、この高度な隔離はまだわかるんですけれども、監視というのが具体的にどういうことかというのは、どこかにお書きになっているんですけど。

○小倉審議官 すみません。まさしくレアなケースになってくるので、少し個別に、実情を聞いて、何ができるのか考えて、また個別にちょっと相談をできればということで、今日はこういうルールでということまでは書き切れてはいないんですが、例えば、ちょっと一例を紹介すると、実際エリアの中の農場でいくと、例えば、柵が二重になっていて、当然入り口は1カ所になっていて、ワンウェイの方式になっていて、途中でシャワーイン、シャワーアウトがあってというようなこと。あとは、基本的にはそのエリアの中にはもう車両は外から入ってこない。全部、境界上で受け渡しをするというようなルールになっていたり、かなり、当然我々が飼養衛生管理基準で言っているようなレベルをはるかに超えるような管理がされているということですので、少しその辺の実情を踏まえながら、こ

ここまでやってあればというやつを、またよく聞き取り、お示しをして、ご意見を伺いたいと思いますし、検査のほうも、やっぱりワクチンを打たないという状態ですので、当然抗体検査でのモニタリングもできてきますし、実際出荷時は、今度は遺伝子の検査で、かなり数が限定されてきますので、農場も。しっかりとした検査ができるんじゃないかというふうに思っています。

○迫田オブザーバー 具体的なところはこれからというのはわかりましたけれども、複数回やっぱりやるということは、ぜひ入れてほしいと思いますね。3週間隔で2回はないと、だと思いますよね。豚コレラウイルスのふえることを考えたら、あと不顕性の時期を考えると。

以上です。

○津田委員長 OIEで認めていますコンパートメントの考え方も、やはりきちんとした基準を示して、それがちゃんと運用されているかどうかをきちんとオーソリティーが監視していくということが前提ですので、今おっしゃったように、病気の性質にもよるでしょうけれども、その頻度とか、どういった検査を行うかというのは、またここの検討になるかもしれないなと思いますけれども、かなり普通に、ただ飼われているものではないということではあると思いますが。

何かご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○入江委員 今回のワクチン接種については、汚染されたイノシシがいる中で、系を存続するという、これも非常に大事なことでして、この高度な隔離・監視下にある豚、本当の肉豚、種豚という意味ではなくて、例えば、原種豚を供給するなど。そうすると、これはもう他府県に供給できないことになれば、これはもう経営が破綻するということになりますし、種豚の改良も進まないということになりますので、ぜひこのあたりはしっかりと残しておいていただいて、そういったことも可能になるようにしていただきたいなというふうに思います。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、これにつきましてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、続きまして、今度は接種農場の監視について。具体的には19ページの4になりますけれども、ご意見、ご質問ありましたら、お願いします。

ここは基本的には免疫付与の状態のチェックということでございまして、異常があれば、PCRを行う。

迫田先生、お願いします。

○迫田オブザーバー この検査の実行部隊は県の方だと、都道府県だと思うんですけども、都道府県にお願いするのはこれでいいんだと思いますね。エライザで陽性になるというのは、僕も論文書いてありますけれども、中和で16倍以上だったら、必ず陽性になりますね、中和試験で。本来だったら、中和試験で全部見るべきなんですよ。だけれども、今の皆さんの家保の業務量を考えた中では、エライザで陽性だったら、2倍とか4倍でも見つかるのは出ますけれども、論文に書いてあるので見ていただければいいんですけども、16倍以上だったら確実に陽性になるので、そのぐらいの抗体があるということの指標にはなると思うんです。

一方なんですけれども、全部の繁殖用豚農家にやるのは無理だと思いますけれども、本当に30～40日齢がストライクゾーンなのかどうかを確認することは、どこかいくつかの点でいいと思うんですけども、そういうのを協力してもらって、見ておかないと。それは清水悠紀臣先生も、昔はそうしたけれども、今は今でちゃんと見てくれないと、そんなにその数字を引っ張られても、僕困っちゃうよって、おととい叱られたばかりですが。そこはやっぱり今打って、さらに打って、お母さんたちがどのぐらい持っていて、確かに10日～2週間で半減期迎えてきますけれども、30～40がストライクゾーンになるのかどうかというところは見たほうがいいと思いますね。

あと、もう一つは、あの先生方の時代に8倍とか16倍とかって言っていた数字はEND中和試験で、要するにALD株での中和試験の数値なんです。GPE-ではかると、GPE-の抗体をGPE-ではかりにくいので、ちょっと高目に出ます。ですから、その辺の数値の補正は2倍～4倍しないといけない。だから、例えば、昔8倍って言っていたのは今の16倍～32倍ぐらいになりますので、そのところは、伴さんに資料はお渡ししていますが、平成6年ぐらいの当時の家衛誌の、その中和試験をつくったときの資料が残っていて、それをお送りしていますので、確認いただければと思います。

○津田委員長 山本さん。

○山本オブザーバー それは具体的には、接種、今回始まった後で、母豚が接種をされて、ワクチンによる移行抗体の問題が見られるようになってから、一部モニタリング農場みたいなものを設定して、研究的な側面でしっかり見ていく農場をつくると、いくつかと。具

体的にどうするかは、また相談させていただくということによろしいでしょうか。

○迫田オブザーバー そのとおりです。

○津田委員長 ありがとうございます。

この場合は、まずワクチン接種農場で、きちんとテイクしているかどうかをモニターしていくということが1つあって、異常があればPCR検査を行うと。

今、迫田先生がおっしゃったのは、その後で移行抗体がどれくらい残っているかわからないので、改めてもう一回30日、40日という、ワクチンプログラムがきちんと動くかどうかということを確認するという意味ですよ。ありがとうございます。

基本的には、監視というのは抗体のその上がり、ワクチン接種農場についてはですね、これを中心にモニターしていくという考え方なんです。

ほかにご意見ございますでしょうか。

○小倉審議官 ちょっと1点確認でよろしいですか。すみません、今ちょうど迫田先生の話の中に出てきた、接種のタイミングなんですけれども、30日、40日というのが昔のやつに書いてあって、書かれた本人がそうおっしゃっているということなんです。

あと、実は、用法・用量はたしか1カ月齢、2カ月齢になっていたのかな、用法・用量の書き方。だから、その辺はあれですか、やっぱりやってみて、先生のご趣旨は打ってみて、ちょっと様子を見てみたらというご趣旨で。

○迫田オブザーバー 実験じゃないですけれども、今回皆さんが打って、それをはかったら、全てわかると思うんですけれども、全ての母豚候補豚に打って、みんな128倍にならないんですよ、免疫がない状況で打っても。反応し過ぎちゃうやつがいて、4096とか、そういうやつ必ず出るんですよ。そこから生まれてくる、この赤ちゃんは30~40のところ、落ち切らないので、そこで打ってもブレイクしちゃうんですよ。だから、そういうやつは移行抗体を考慮して、1~2カ月と書いてあると思うんですけれども、あの能書きには、その30~60って後ろに振ってあるのは、そういうお母さんが高かったとき、そういうのがもし、わかっているんだしたら、ちょっと遅目に打ったほうがいいよという、そういう解釈だと思うんですよ。

○小倉審議官 なるほど。30、40が基本ではあるけれどもということですね。わかりました。

○迫田オブザーバー はい。

○津田委員長 じゃ、昔の使い方というのは、やっぱり母豚の産歴を考えながらというこ

とですね。

○迫田オブザーバー そうだと思います。だから、そののところがちゃんとモニターしている前提だったら、30から、後ろは60ぐらいまで振れると。だけれども、モニターしている前提だと思うんですよね。だけれども、今の時代に中和試験が47都道府県で動いていない状況で、それが無理だと思うので、そのあたりを、まずは抽出というか、協力してもらえようところでいくつかちゃんとデータは持っておいたほうがいいのかなどは思いますよね。

○津田委員長 ありがとうございます。

ワクチン接種の実効性をより高めるための話だと思うんですけれども。

基本的には、じゃ、今、接種農場の監視について、今の考え方でよろしいということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、最後になりますけれども、と畜場における交差汚染防止について、ご意見、ご質問ありましたら、よろしくお願ひします。

20ページですね。3の7でございますけれども、ここに示されているとおりでございます。

何かございますでしょうか。

午前中の衛生部会でも質問があったんですけれども、ほかの動物種、特に牛との関連というのはどういうふうに考えればいいんですかね。これと同じように運用するということになっているのかな。

○小倉審議官 すみません、少しご紹介をしていくと、午前中、牛をやっぱりと畜場に持っていったときに、牛豚両方と畜場で扱われていて、そのときご指摘があったのは、イノシシの感染エリアで放牧されている牛をと畜場に出していく、そういったときに、交差汚染をして、今度は養豚場側がウイルスを持ち帰ってしまうようなことがないようにしないとけないという趣旨のご指摘だったというふうに思います。

その際、お答えしたのは、イノシシのエリアからいろんなものを持ち出すときに、こういうことを気をつけましょうというお話はしているので、そういう視点での注意喚起をするのが1つあるんですけれども、ちょっとと畜場について、特に具体的におっしゃったのはちょっとここにはないんですが、車両という外側をイメージしちゃいますけれども、当然運転席だとか、そういうところの消毒も必要だろうというようなご指摘もございまし

たし、そこは牛側のほうのやつまでどうのこうのというのと、その後、豚の車両についてはしっかり持ち帰らないような対策をとっていくという理解でいいんですかね。

○山本畜水産安全情報分析官　ちなみに、愛知県のと畜場なんかでは、私も説明を受けたんですけども、感染地域からは、牛の出荷車両についても交差汚染防止対策を求めているというようなことも言うておりましたし、今指針の中には、関係車両については飼養衛生管理基準の遵守についても協力を求めると、必要な措置を求めるということなんで、実態に応じて、この交差汚染の観点も含めて、進入する車両ですから、そういうことをやっていくのかなということは思うんですけども、朝の議論では、放牧に着目して、一律何か厳しく規制まですべきかというようなニュアンスも含めて、ちょっと発言があったんで、ちょっと不完全燃焼的な感じの部分があったと紹介しておきます。

○津田委員長　どうぞ、中島委員。

○中島委員　先ほど、冒頭の事務局の説明でもありましたし、と畜場では既に取り組みがかなりされているんだろうとは思いますが、交差汚染防止のところではゾーンを分けるだけではなくて、どこかに動線の整理というか、動線での交差を最小化する努力というのをどこかに書いておいたほうがいいんじゃないかと思ったので、発言させていただきます。

○津田委員長　これ、どこかに書き込むことができますかね。

○伴課長補佐　はい。今いただいたご意見のほうですね、20ページの下から始まる、この留意事項の中に、適切なところにちょっと書き込めないか、またいただいたご意見を踏まえて、ちょっと検討させていただきます。

○津田委員長　どうぞ、嶋田さん。

○嶋田委員　嶋田です。

こちらの1番、(1)のところ、車両消毒設備が整備されていることとありますが、自分のところの県ぐらいしかわからないんですが、全国的にと畜場での車両消毒設備の実態というところがちょっとわからない部分があるんですが、ゲート式の消毒設備であれば、かなりやはりタイヤハウスであったりとか、ブラインドになって消毒薬がかからないとか、そもそも汚れが落ちていないとか、そういったところもあるので、一口に車両消毒といったところと、動噴を用いて手で下のほうまでしっかりするとか、そういったところとかまでを、ちょっと念頭に置いたほうがいいのかというふうには感じています。

○津田委員長　ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

基本的にはこの指針で書き込まれて、これを遵守していただくんですけども、やはりその記録をきちんととって、実際にそれが実施されているかどうかということが、やっぱり一番重要じゃないかなと思うんですよね。今、嶋田委員がおっしゃったように、実際にどういうものがきちんと動いているかどうかということをやっぱり確認するシステムを、一緒になってつくらなきゃいけないかなという感じはしますけれども、指針のほうにどこまで書き込むかは、ちょっと難しいところでございますけれども。

ほかにご意見ございますでしょうか。

ありがとうございます。

じゃ、続きまして、大体もうこれで議論、論点については整理できたと思いますので、今後の進め方について、事務局のほうからご説明をお願いします。

○伴課長補佐 ありがとうございます。

今ご議論いただきまして、留意事項のほうも、まだ残っているところとしましては、ちょっと論点の2つ目で話が出ました、高度な隔離・監視下にある豚等の考え方といったところにつきましては、事務局で改めて案のほうをつくりまして、そこにつきましては、改めてこちらからお諮りさせていただきたいと思います。

そのほかの留意事項につきましては、今ご議論いただきまして、また先日の小委員会でも、既にほかのところはご議論いただいておりますので、そのほかの点につきましては、これから官報掲載と同じタイミングで施行させていただきたいと思っております。

○山本オブザーバー すみません、言っているいいですか。ごめんなさい、もう多分これで終わっちゃうと思うんで。今回ワクチン接種を始めるに当たって、今日もその30日～40日、そのままがいいのかというご指摘がありましたけれども、やはり初めてやる取り組みなものですから、いろいろこれからトライアンドエラーで改善する必要があると思うんです。その改善について見直すということはすごく大事で、そのきっかけというのを、これをもう書いちゃっておいたほうが、できれば。当然、見直すことになっていたんだから、見直すんですよみたいに動機づけが容易にできると思いますので、もし、可能であれば、必要に応じて見直しを行うみたいなやつをどこかに書いておいていただけたほうが、フットワークがよくなるかなと思います。

○伴課長補佐 それは、ワクチンの。

○山本オブザーバー ワクチンの接種、監視、交差性の防止、いろいろ課題はあると思うんですけども、そんなことについては、今後必要に応じて見直しを行うみたいなのをどこかに書いておいていただければ、後で、何で突然小委やるんだみたいなことにならないで済むかなと思ひまして。

○伴課長補佐 ちょっとどこにそれを書き込むかといったところは、事務局にちょっと預からせていただいてよろしいですかね。

先ほどちょっと途中になりました、今後の進め方につきましては、今日午前中に家畜衛生部会で答申をいただいておりますので、改正指針の本体の官報掲載につきましては、可能な限り早期の掲載を目指すということで進めさせていただきます。

官報掲載後、指針の本体のほうが公表され次第改めて、先ほどご議論いただきましたワクチン接種推奨地域、この資料4、これにつきまして、今日ご議論いただきましたけれども、官報掲載というところが正式なスタートラインになりますので、資料4につきまして、問題ないかといったところを、官報掲載直後に小委員会を、これは持ち回りで開催させていただきますまして、接種推奨地域を確定したいと考えております。

その後の手続につきましては、こちらでお示しした接種推奨地域の該当県から、ワクチン接種プログラムを提出していただくということになります。その内容につきましては、適切に実施されることを確認するために、また小委の委員の先生の皆様にも、その都度ご意見を頂戴したいというふうに考えております。

○津田委員長 ありがとうございます。

今ご説明にありましたとおりの進め方で、小委のほうにもまたいろいろ依頼がくると思いますけれども、よろしくお願ひします。そのやり方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局のほうは、そのやり方で速やかに作業を開始していただきたいと思ひます。

そのほか、事務局から何かございますか。

○伴課長補佐 その他は、特にございません。

○津田委員長 恐らく今の山本委員の話も、ワクチン接種プログラムの中での見直しの中にも入ってくるかもしれないですもんね。では、よろしくお願ひします。

最後になりますけれども、全体を通して、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等ございましたら、お願ひします。

○山本オブザーバー 配付し直していただいた資料2について、修正点が確かにあるようなので、ちょっとご紹介いただけたほうがいいかなと。

○伴課長補佐 ありがとうございます。すみません、ご指摘いただいて。

資料の2ですね、すみません、差しかえということでお配りさせていただきました。変わったところが、資料2の1ページ目の③と④のところですね。

まず、③のところ、ワクチン接種区域の設定や見直しに当たっての具体的な基準や考え方を明確にさせていただきたいということで、それについての考え方につきましては、地域における感染イノシシの確認状況だとか、野生イノシシの生息状況、また周辺農場数、幹線道路・山・河川といった地理的状況といった農場周辺の環境要因を考慮してワクチン接種プログラムを作成し、そのプログラムを牛豚疾病小委の意見を踏まえて、国が確認するということが記載されております。

また、種豚等の、次のところ、ワクチン接種区域外への移動についても、抗原検査で陰性を確認した場合を条件に移動を認める体制を構築すべきといったところの考え方、これにつきましてもご議論いただいた内容ですけれども、ワクチンは感染を完全に防げるものではないということで、感染していないことの証明は困難であるということから、小委の委員などの専門家の意見を踏まえて、移動先での発生リスクを考慮して、移動の管理を確実に行う必要があるということでございます。

今ご議論いただいた内容ですが、高度な隔離・監視下にある豚等については、専門家の意見を踏まえ、早急に検討を進めるということで、本日ご議論いただいた内容を踏まえて、改めて委員の皆様にはここににつきましてお諮りさせていただきたいと思っております。

また、2ページ目のところですが、ワクチン接種農場において、豚コレラが発生した場合の全頭殺処分はする必要はないのではないかということで、パブコメでもいろいろご議論、ご意見いただいたところではございますけれども、まずはワクチン接種、ワクチンの効果の限界ということで、農場内全てでの豚でのウイルス感染は否定できる方法は現実的にはないということで、小委の委員などの専門家の意見を踏まえて、野外ウイルスの拡散リスクを最小限とするために、全頭殺処分としておるとということで、先日の小委員会での議論を書かせていただいております。

また、最後に飼養イノシシのワクチン接種は危険なため、除外すべきではないかというご意見もございました。イノシシ飼養農場がある地域で接種区域となった場合につきましては、当然ですけれども、感染のリスクがございますので、イノシシにも接種する必要が

あるだろうと。その接種の方法につきましては、囲い込みだとか、吹き矢だとか、麻酔銃だとかいった使用方法がありますので、適宜専門家にもご相談いただいて、進めていただきたいということで、その上で何か問題等生じてくれば、改めて国のほうにもご相談いただきたいという内容でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

ちょっと順番が前後しましたけれども、申しわけない。

嶋田さん、どうぞ。

○嶋田委員 ごめんなさい、時間も来ているところで申しわけありません。

指針のほうとは直接ということではないんですけれども、第2章の平時からの取り組みのところ、食品残渣を介した豚コレラウイルスの野生イノシシへの伝播を防止するために、ごみ関連のことで、赤字であると思います。(4)のところですね。

こちらについてなんですけれども、生産者さんの間でも、昨今の韓国でのASFのほうの問題とかもありまして、非常に、豚コレラは当然なんですけれども、アフリカ豚コレラのほうもかなり関心が高い状況です。

それで、私どもの職員で、最近ヨーロッパのほうにちょっと研修に出かけた際に見たということだったんですけれども、看板というか標識ですね。そちらについて、非常に特徴的な簡単なイラストであったりとか、あと、いろんな言語、複数の言語で表示されていて、豚へのリスクだったり、インパクトというところも簡単に書いてある、非常にわかりやすい看板というのが、例えば、道の駅みたいなのところとか、パーキングエリアみたいな、そういったところであったり、あとはバーベキューしたりとか、日本であったら、お花見をするような、そういった公園とかにはやはり積極的に置いていくということ、関係省庁との連携ということがあると思いますけれども、そういったアイデアというのを柔軟に、ぜひご検討いただければなど。当然、旅行者の方もそうですけれども、日本国内での啓蒙にもつながるんじゃないのかなと、一般の方にですね、そう感じております。

○津田委員長 ありがとうございます。

何かご意見ありますか。

○伴課長補佐 ご意見ありがとうございます。

我々も同じ問題意識を持っておりますので、まずはできるところからといったところでやらせていただいておりますけれども、今後も広く関係省庁との連携というところ、政府の本部も立ち上がっております、関係省庁の連携も今まさに強化されていっているところ

ろですので、そういった、できる範囲をどんどん広げていって、一般の方々にも普及啓発というところは、引き続き強化していきたいと思っております。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ、山口さん。

○山口委員 先ほどの、ちょっと飼っているイノシシのワクチンの関係で1つ聞きたいんですけども、これはあくまで今までのワクチンをイノシシにということなんですけれども、イノシシでの実際に効果というのはどうなのかなというのと、今経口ワクチンで野生イノシシにはやっていますけれども、逆に経口ワクチンの、そのやつを飼っているイノシシ等にもきちんと投与すれば、免疫って上がるんじゃないのかなというところを、ちょっと素人的な意見で大変申しわけないんですけども、そこが思ったのが1点と。

それとちょっと直接関係ないんですけども、先般、何か新聞でちょっと見たかなと思うんですけども、マーカーワクチンの関係で、今後、将来的な部分というのは検討していきますというところはあったと思うんですけども、安全性という問題、問題ないですよというのが何か書いていたかなと思うんですけども、将来的にそのマーカーワクチンというのは、同時に並行しながら検討していって、近い将来そういうのって使えるようになるのかなとか、そういうところの動向というか、そういうのを、わかれば教えていただきたいなと思います。

○小倉審議官 まず、マーカーワクチンのほうは食品安全委員会のほうの調査部会だったかな。

○迫田オブザーバー 委員会です。

○小倉審議官 下の委員会での議論があって、これから本委員会へ戻って、それからパブコメとかいろいろされて、安全ですというような答えが返ってくるのではないかというふうに思います。

あと、カルタヘナの関係の二種使用の承認はもう得ていて、これから実際の動物を使った効果試験をしていこうというような話をしています。それができ上がった時点で、並行してカルタヘナの今後は屋外使用の承認の手続も経て、早く使えるような状況にはしたいなと思っていますが、少し迫田先生からコメントいただいたらいいと思いますが、かなりデータがまだまだ限られているので、やっぱり本格的に使うのには、いろんな、またデータの蓄積が必要なのかなというふうに思っているのが1つです。ただ、着実に検討はして

いこうという話をしているということです。

あと、イノシシの話ですが、いろいろアイデアがあれば、今専門の先生方いただいていると思います。恐らく生のワクチンなので、今の注射のワクチンも飲ませたらいいような気もしないでもないですが、どうでしょう。少しざっくばらんに聞きたい。

○迫田オブザーバー 先人はちゃんと、実はやられているらしくて、清水先生に聞いたら、噴霧では100倍量濃くすれば、豚もテイクするらしいんですよ。だけれども、100倍濃くしたら商売にならないから、当時。だから、要するに100倍薄めて注射でということだったらしいですよ。先人はさすがだなと思う。

なので、そのイノシシ用のワクチンは、多分抗原量が多く入っていると思うので、オーラルでちゃんとテイクする量が入っているの、それは整理ができれば、安全にイノシシ用、イノシシへの免疫というのは考えられるんじゃないと思いますけれどもね。

○津田委員長 人間の安全性の面からですね。

○迫田オブザーバー はい。

○津田委員長 ありがとうございます。

マーカーワクチンについては、何かございますか。

○迫田オブザーバー 世界でどこにも野外例で使われたことがないというのが、やっぱり一番恐ろしいというか、まだ我が国を実験台にするわけにはいかないなど、僕は思っています。開発したのはドイツのFriedrich-Loeffler-Institutの連中なんですけれども、彼らと直接話をしても、ドイツでもし発生があったとき、それを使ってどうやって、要するに清浄国の地位を維持しながらするのかといたら、彼らはノーアイデアだと言うんですよ。開発した人たちがノーアイデアで、日本がそれを使って、実験台になる必要がないんじゃないかと。

もう一つは、識別ができるということになっているんですけれども、感度と特異度が九十七、八ぐらいまで行くんだったらまだしも、10件に1件ぐらいグレーになるような感度と特異度のところがまだあるようなので、かなりちょっときちんと精査をしてから、もし、外国のものがそのまま使えるんだったら、そのほうが早いでしょうし、韓国なんか同じことやっていますし、国内でもそういうことがこれから後発でやったとして、どうというのが、最後我が国の出口戦略のところでは使えるのかという検討は絶対必要だと思いますね。

○津田委員長 ありがとうございます。

理屈はあるんですけれども、なかなかほかのウイルスについてもね、マーカーワクチン

についてはなかなか識別、可能だけれども、完璧ではないというところがやっぱり問題があって、なかなかハードルが高いところでございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

お願いします。

○伴課長補佐 事務局から、すみません。最後に、午前中の会議で中島先生からちょっとご意見頂戴したところなんですけれども、抗原検査と抗体検査というところのワードの使い方というところで、これ、防疫指針全体の話、ほかの指針にももちろん関連してくるところなんですけれども、指針上は、29ページをご覧くださいますと、5番目の都道府県による家畜保健衛生所での検査ということで、指針上の検査のワードの使い方としては、血液検査と抗原検査として、ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法と。抗原検査に対応する言葉としては血清抗体検査で、エライザ法と中和試験といったような使い方にしております。

基本的に、ほかの指針も合わせて7疾病の指針、こういったことでやらせていただいているんですけれども、これにつきまして、中島先生のほうから、抗原検査といったところはちょっと書き方は変えたほうがいいんじゃないかというご意見を頂戴しました。

それにつきまして、今後ほかの指針への反映といったところも出てきて、大きな作業になりますので、ちょっとここでまた、ほかの先生からもご意見なり頂戴できればと思うんですが、すみません、いかがでしょうか。

○津田委員長 中島先生のご意見としては、普通のウイルス・細菌等検査を行うために、抗原検査といえば、その物、たん白質ですね、これを検出すること。ウイルスであれば、ウイルス分離という形にすると、たん白質も遺伝子ということなんですけれども、抗原と、それから遺伝子検査と、2つに分かれると。もし、分かれなければ、それではウイルス検査というふうにやったほうがいいんじゃないかというご意見だったんですけれども、指針の中では、抗原検査と抗体検査というふうに分かれて書いているということなんですよね。これについて、中島先生、何か追加のご意見ありましたら、お願いします。

○中島委員 意図としては、微生物学的検査に非常に細かい方の場合には、ウイルス検出の中に抗原検出、病原体分離、あと遺伝子検査って分けて、そういう分類で考える方がいらっしゃるので、もし、この用語がもう浸透していて、現場の混乱がなければ問題はないと思いますけれども、厳密にそういうところを突き詰める方がいたら、用語の混乱が起こるんじゃないかというのが私の意図です。

だから、文書を配付する役所のほうと、それを受けて実際に実施する側が、特に混乱がなければ、あえて大きな改正というか、作業を期待してというか、そういう意図ではなくて、現場の混乱がなければ、特に問題はないんじゃないかと思えますけれども、厳密に言うところがあるんじゃないかという意図です。混乱を避けるためというのが目的です。

○津田委員長 ありがとうございます。

誤解を招かないように、正確に使い分けたほうがいいたろうという話なんですけれども、もうこの中ではくくった形で、抗原検査（ウイルス分離、PCR、蛍光抗体）というふうな書き方をしてあります。ひっくるめてですね。

芳賀先生、どうぞ。

○芳賀委員 すみません、芳賀ですが。

何かこの議論、前もあったような気がするんですが、基本的にはこれは病原体検査ですよ、抗原というよりかは。なので、微生物学的にはそちらが正確な表現になると思うので、何かの機会に、できればそういう形にするほうが正確だと思うんです。今やる必要は必ずしもないと思うんですけれども、ほかのものも含めて、ちょっと用語の整理というのは結構大事だと思いますので、ちょっとそういう見直しは検討していただければとは思いますが、今あえてやる必要はないかもしれませんけれども。

○津田委員長 ありがとうございます。

実際、伝染病のこういった指針をつくるに当たって、どんどん検査法が、いろんなものがどんどん出てきて、それをくくっていく間にいろんなものを含んでしまったという経緯もございますので、そういったことで、ある程度のところで整理しなきゃいけないかもしれませんが、じゃ、今回はこれでよろしいと。いいですか。じゃ、納得していただけたということで、議論を終わりたいと思います。

それでは、これで、ないようでしたら終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

じゃ、事務局のほう、お願いします。

○伴課長補佐 ありがとうございました。

事務局から、特にございませんので、閉会に当たりまして、審議官の小倉から一言ご挨拶申し上げます。

○小倉審議官 ありがとうございました。

短時間でしたが、中身の詰まったいろんなご助言をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、事務局からご案内したとおり、これから官報が出て、推奨地域の通知を出すに当たって、ご確認をいただかなきゃいけないですし、また、その後、今度は各県から、今度は接種プログラムがどんどん上がってきます。これも先生方にご確認をいただきながら進めていきますし、あと、先ほど少しあった、種豚場の扱いあたりも、引き続きご意見をいただきながらということになります。

まさしく、山本オブザーバーからお話ありがとうございましたけれども、初めてというかね、本当に初めての取り組みになります。いろんな問題が出てこようかと思えます。なるべく円滑にとは思いますが、また、折々ご助言をいただきながら、しっかりと進めていきたいというのが1つでございます。

あと、今日は豚コレラのお話ということですが、アフリカ豚コレラですね。先ほどちょっと話がありました、環境省もこんなチラシをつくってくれていて、そういう意味では関係省庁も一緒になって、いろんな、アフリカ豚コレラも意識した取り組みを進めていきたいと思えます。

いろんな気づきがあれば、どんどん言っていただいて、できることはもうどんどんやっ
ていくということでやりたいと思えますので、これからもよろしく願います。

今日はありがとうございました。

午後1時44分 閉会